

転入届の手続き

R8. 4. 1 現在

他の市区町村から引っ越してこられた方は、城陽市に**お住みになってから14日以内**に、転入届を市役所市民課に提出してください。

届出には、前の市区町村発行の**転出証明書**と**本人確認書類**（運転免許証・パスポート・健康保険の資格確認書など）が必要です。

国外から転入される方は、パスポート・戸籍謄本・戸籍の附票が必要です。

外国人住民の方は、「**在留カード**」「**特別永住者証明書**」を持参して手続きをしてください。

◆転入に伴って下記に該当する場合は手続きをしてください。

対象の方		手続きの内容	担当課
印鑑登録をされる方		新たに印鑑登録の手続きをしてください。	市民課 ☎56-4025 本庁舎1階
マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方・申請中の方		カードを持参して手続きをしてください。 ※マイナンバーカードは、住所変更手続きを行うことなく <u>90日を経過すると失効</u> します。お早目にお手続きください。 ■マイナンバーカード交付申請中に、転出及び転入手続きをされた方は、再申請が必要です。窓口にお申し出ください。	
し尿収集を希望される方		新規の申込手続きをしてください。	
水道(下水道)の開栓手続きを希望される方		水道(下水道)開栓の申込手続きをしてください。 上下水道部経営管理課でも受け付けています。 (Tel. 52-4801 平川広田 67 番地)	
国民年金	加入者 自営業等の方 第1号被保険者	市民課より交付された国民年金被保険者異動届をご提出ください。	国保医療課 ☎56-4090 本庁舎1階
	既に年金を受給している方	原則、不要です。 ※日本年金機構において、マイナンバーによる情報連携がなされていない方は、住所変更届(国保医療課にあります)を年金事務所へご提出ください。	
	年金を受給していない 60～65歳の方		
城陽市の国民健康保険に加入される方		転入届と同時に加入手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4038 本庁舎1階
後期高齢者医療制度に加入されている方		転入届と同時に負担区分証明書を持参して手続きをしてください。	国保医療課 ☎56-4039 本庁舎1階
福祉医療【老人・障害・ひとり親】の助成を受けている方		健康保険の加入状況が確認できるもの・印鑑・課税証明書を持参して手続きをしてください。	
子育て支援医療を受けている方		お子様の健康保険の加入状況が確認できるものを持参して手続きをしてください。	
125cc以下のバイク、小型特殊自動車、電動キックボードをお持ちの方		再登録用廃車証明書・本人確認書類を持参して登録、ナンバープレート交付の手続きをしてください。	税務課 ☎56-4024 本庁舎2階

(裏面につづく)

対象の方		手続きの内容	担当課
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		手帳等を持参して、住所変更の手続きをしてください。	障がい支援課 ☎56-4033 西庁舎1階
自立支援医療費の給付を受けている方		受給者証等を持参して、住所変更の手続きをしてください。	
特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受けている方		障害者手帳を持参して、住所変更の手続きをしてください。	
特別児童扶養手当を受けている方		住所変更の手続きをしてください。	障がい支援課 ☎56-4033 西庁舎1階
児童手当を受けている方		前住所地の転出証明書の転出予定日の翌日から15日以内に請求 手続きをしてください。お子様と別居される場合も、届が必要です。	子育て支援課 ☎56-4036 西庁舎1階
児童扶養手当を受けている方		手当証書を持参して住所変更の手続きをしてください。	
生後4カ月までの赤ちゃんがいる世帯		こんにちは赤ちゃん事業の説明およびアンケート等をお渡ししま す。	こども家庭センター ☎56-4026 西庁舎1階
介護 保 険	65歳以上の方	資格取得手続きをしてください。	高齢介護課 ☎56-4043 西庁舎1階
	40～64歳まで 要介護認定を受けている方	介護認定の申請中または認定を受けておられる方は受給資格証 明書を持参して、要介護認定等の申請をしてください。	
「広報じょうよう」の配布を希望される方		「広報じょうよう」は直接ポストにお届けしておりますので、お手続き は必要ございません。 なお、届かない場合は、(公社)城陽市シルバー人材センター(Tel 52-9486)までお問い合わせください。	秘書広報課 広報広聴係 ☎56-4051 本庁舎2階
自治会加入を検討されている方・希望され る方		転入先住所の自治会をお知らせします。 ぜひ加入してください。 こちらのフォームからも 問い合わせができます → 	市民活動支援課 市民活動支援係 ☎56-4001 本庁舎1階
市立の小学校及び中学校の児童・生徒		市民課で就学通知書をお渡します。前の学校からの在学証 明書・教科書給与証明書を持参して、新しい学校で入学手続きをし てください。 国公立学校又は私立学校に就学されている 場合は届出が必要です。手続きはこちらから → 	教育委員会 学校教育課 ☎56-4004 西庁舎3階
7歳6ヵ月未満の方		転入前に受けた予防接種の履歴をお伺い して、まだ受けていない予防接種の予診票 を送付します。手続きはこちらから → 	
妊娠中の方		前住所地の妊婦健康診査受診券と母子健康手帳をお持ちのうえ、 手続きをしてください。 <u>予約はこちら</u> 城陽市の妊産婦健康診査受診券と交換します。 ↓ ↓ ↓ <u>交換は予約になります。</u> 	こども家庭センター ☎ 55-1113 西庁舎1階
犬を飼われている方		衛生センターで飼い犬の所在地変更の手続きをしてください。必 要な持ち物等は予めお問い合わせください。	衛生センター 環境課 ごみ減量推進係 (寺田南堤下1番地) ☎53-1400